

2013年（平成25年）8月8日

指定管理者
公益財団法人藤沢市まちづくり協会
理事長 青柳 茂 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）7月22日付けで諮問（第576号）された自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成25年7月19日付捜査関係事項照会書により、トートバッグの窃盗事件の捜査上の必要性から、藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場の6月契約者の自転車等駐車場定期利用承認申請書を閲覧したい旨の照会書が、当該施設の指定管理者である（公財）藤沢市まちづくり協会に提出された。

については自転車等駐車場定期利用承認申請書は個人情報であり、当該個人情報を刑事訴訟法第197条第2項による任意規定をもって、目的外に提供する根拠とはならないことから、神奈川県藤沢警察署司法警察員に自転車等駐車場定期利用承認申請書を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基

づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供する必要性について

ア 本件の目的外提供に係る個人情報の照会は、当該自転車等駐車を管理する指定管理者である、(公財)藤沢市まちづくり協会に対してなされたものであり、照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の自転車を使用した窃盗事件であること。盗品のトートバッグが当該施設より発見され、指紋照合による被疑者が当該施設の定期契約者である可能性があり、定期契約者であれば情報を得たい」とのことであった。また事件捜査のため当該捜査関係事項照会書は正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有するものによって行われたものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

イ 目的外の提供先

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外に提供する個人情報

藤沢駅北口市役所前第1自転車駐車場における6月契約者の自転車等駐車場定期利用承認申請書に記載の氏名、住所及び電話番号

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、目的外提供は、捜査のため行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したので、本人通知を省略したい。

(4) 目的外に提供する時期

平成25年8月9日以降

(5) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査

中の自転車を使用した窃盗事件であること。盗品のトートバッグが当該施設より発見され、指紋照合による被疑者が当該施設の定期契約者である可能性があり、定期契約者であれば情報を得たい。」とのことであった。

また、実施機関では、当該情報が自転車等駐車場運営業務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかしながら、本件照会において、対象者は特定されておらず、またその対象者も多数であり、実施機関が本件照会に応じることは、事件と無関係である多数の個人情報まで捜査機関に提供することになり、適当ではない。

したがって、本件の目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断する必要がない。

以 上